

# 令和3年度 佐賀県 KAWARU チャレンジ事業

## 募集要項

さかのKAWAが身近に、楽しく、KAWARUプロジェクト



森川海人プロジェクトキャラクター  
もりかわかいと  
森川海人くん



- 川を見る、知る、関心を持つ
- 多様な形で川に **関わる**
- 川を5感で体感し楽しむ ■ **川る** ↑
- 川に対する意識が **変わる**
- 川がいろんな場に **代わる**

募集期間：令和3年9月10日（金）～9月30日（木）

応募先：〒840-8570

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 計画調整担当（新館8階）

TEL 0952-25-7540（直通） FAX 0952-25-7277

佐賀県県土整備部河川砂防課

## 1 目的

県民が「森・川・海はひとつ」との意識を持ち、佐賀の豊かな自然を未来へ継承するため、団体・個人等が河川への関心を高め、理解を深めるために新たに実施する活動を支援し、県民が多様に川に関わり、川を体感する機会の創出を図る。

## 2 補助対象者

県内の河川等において、河川への関心を高め、理解を深めるための活動を行う県内の団体又は個人とします。

ただし、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、又は次の(1)から(7)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している場合は補助対象者から除外されません。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- (2) 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、補助対象者が新たに取り組む次に掲げる事業とします。

なお、事業を河川敷又は河川敷付近で実施する場合は、河川の良い環境の維持・保全につながる活動(例;参加者による清掃活動の実施等)を併せて実施してください。

- (1) 河川を活用した「森・川・海」のつながりを普及啓発するための事業  
【例】河川での活動を通し、水源涵養や水循環を学ぶ取組 など
- (2) 河川への理解を深め、河川に親しむ事業  
【例】川の学習会や川遊び、川下り、川床体験 など
- (3) その他河川愛護の推進に資する事業  
【例】地域と企業が連携して行う河川清掃、河川清掃&河川敷ウォーキング など

## 4 補助対象経費及び補助率、補助上限額

補助金交付の対象経費及びこれに対する補助率は、次の表のとおりとします。

ただし、交付決定前に発生した経費(交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象外になりますので、ご注意ください。

対 象 経 費	補助率	補助上限額
講師謝金等報償費、旅費、食糧費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、保険料、通信費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費 等	10分の10	300千円以内
ただし、食糧費については、イベント時等における運営要員及び事業目的の達成のために必要な参加者等の弁当・茶代等に係る費用で、原則として一人当たり2,000円以内を限度とします。		

10万円を超える経費については、見積書を提出してください。対象経費に該当しない場合は、補助対象外となります。

## 5 応募方法等

### (1) 募集期間

令和3年9月10日(金曜日)から令和3年9月30日(木曜日)まで  
 受付時間8時30分から17時15分まで(土曜日・日曜日・祝日を除く)。  
 郵送又は持参により受け付けます。郵送の場合、当日の消印有効です。

### (2) 応募方法

所定の様式に必要事項を記入の上、添付資料とともに提出してください。

### (3) 応募書類

事業計画書(鑑文)(様式第1号)

事業計画書(様式第1号別紙1)

収支予算書(様式第1号別紙2)

団体等概要書(様式第1号別紙3)

誓約書(様式第1号別紙4)

様式データは、県ホームページからダウンロードできます。

佐賀県ホームページ>県土・まちづくり>河川・砂防>KAWARUチャレンジ事業

### (4) 応募事業数

応募事業数は、1個人・1団体につき1件までとします。

より多くの事業者様に河川への関心を高め、理解を深めるための活動を実施していただくため、過去にKAWARUチャレンジ事業を実施した事業者様は補助対象外とさせていただきます。

### (5) 提出先

〒840-8570

佐賀県 県土整備部 河川砂防課 計画調整担当(新館8階)

TEL 0952-25-7540(直通) FAX 0952-25-7277

### (6) 交付決定までの流れ

事前相談

申請にあたり、事前相談を受け付けます。不明な点などがあれば、募集期間中(9月

10日から9月30日まで)に河川砂防課計画調整担当(0952-25-7540)へお問い合わせください。

事業計画書提出(事業者 県)

上記(3)に記載の書類を添えて事業計画書を提出してください。

書類審査

募集期間終了後、書類審査を行います。審査にあたって、応募書類の内容確認などのため電話等によりヒアリングを実施させていただく場合があります。

審査結果の通知及び補助金額の内示(県 事業者)

審査の結果は、文書にて通知すると同時に、採択された事業者には補助金額の内示を行います。

補助金交付申請書(事業者 県)

内示を受けた事業者は、所定の期日までに補助金交付申請書を提出していただきます。

補助金額の交付決定(県 事業者)

補助金交付申請書を受領次第、随時交付決定の手続きを行います。

## 7 審査方法・審査基準

### (1) 審査方法及び結果の通知

審査会にて書類審査を行い、審査の結果については応募者あてに通知します。

審査の結果採択された場合は補助金の交付等に係る手続きを行っていただきます。

### (2) 審査基準

審査にあたっては、主として以下の評価項目により行います。なお、審査内容については応募者本人も含め問い合わせは受け付けませんので、ご注意ください。

目的に合致した事業となっているか

新規性があるか

次世代育成、地域への波及効果が期待できるか

応募者が確実に事業を実施できるか

### (3) 採択予定件数

1件あたりの補助上限額は300千円で、1件程度を予定しています。

## 8 事業報告及び補助金の交付

### (1) 事業報告

対象事業が終了したときは、事業終了後10日以内又は令和4年3月31日のいずれか早い日までに所定の様式にて事業実績報告書を提出してください。

### (2) 補助金交付

事業実績報告書の提出後、内容を審査し、補助金額の確定を行います。その後補助金を交付しますが、特に必要と認められる場合は事業実施前に概算払いを行うことも可能です。

## 9 その他留意事項

- ( 1 ) 事業終了後、補助事業で行った事業の成果について発表していただくことがあります。
- ( 2 ) 応募にあたっては、必ず本募集要項のほか、「佐賀県 KAWARU チャレンジ事業費補助金交付要綱」をご確認ください。
- ( 3 ) 事業実施にあたり作成、配布するポスターやパンフレット等には、可能な範囲で別添の「森川海人っプロジェクト」、「KAWARUプロジェクト」のロゴマークやキャラクターのイラストを入れてください。
- ( 4 ) 事業実施にあたり、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、以下のような対応を行ってください。
- ・屋内での事業を行う場合は、隔席利用などにより収容定員の半分以下の参加人数
  - ・換気など3密対策の実施
  - ・参加者の連絡先の確認
- 最新の新型コロナウイルス感染症に関する情報は県ホームページを参考ください。  
佐賀県ホームページ > 健康・福祉 > 健康づくり > 感染症・インフルエンザ予防  
> 新型コロナウイルス感染症について

(別添)

森川海人っプロジェクトロゴマーク



「森川海人っプロジェクト」キャラクター もりかわ かいと 森川海人くん



「KAWARUプロジェクト」ロゴマーク



川をもっと身近に、川が楽しくKAWAる